



ジャンプ君

# しあわせへの道

令和4年12月発行 第121号  
熊取町・熊取町教育委員会・熊取町人権協会



メジャーちゃん

## 12月4日～10日は **人権週間** です

国連では、1948（昭和23）年12月10日に世界人権宣言が採択されたことを記念し、この日を「人権デー」と定めています。この人権デーを含む12月4日から10日の1週間を「人権週間」としています。

現在においてもなお、女性蔑視や、子どもへの虐待、インターネットでの誹謗中傷やいじめ、企業におけるハラスメントなど、あらゆる「人権」が脅かされているほか、近年では新型コロナウイルス感染症を理由とした不当な差別や偏見などが、問題となっています。

人権週間を機会に、今一度、お互いの人権を尊重し合っているかどうか考えてみませんか。



pick up

### 特設人権相談 窓口を開設します

無料相談

日時 12月8日（木） 午後1時～3時（1人50分まで）

場所 熊取町役場東館2階相談室

相談員 人権擁護委員

※予約優先（匿名でも受付しています）

※電話相談可

人権・女性活躍推進課 ☎072-452-1004（直通）



## 北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めましょう

北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民の認識を深めるとともに、国際社会と連携しつつ北朝鮮当局による人権侵害問題の実態を解明し、その抑止を図ることを目的として、平成18年6月に、「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行され、国及び地方公共団体の責務等が定められるとともに、毎年12月10日から同月16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」とすることとされています。

拉致問題は、我が国の喫緊の国民的課題であり、この解決を始めとする北朝鮮当局による人権侵害問題への対処が、国際社会を挙げて取り組むべき課題とされる中、私たち国民がこの問題についての関心と認識を深めていくことが大切です。

## 人権ポスター展を開催

12月1日（木）から25日（日）まで、図書館において町立小中学校の児童生徒が描いた人権に関するポスターを展示しています。

昨年の展示のようす



## 人権擁護委員からのひと言

**座** 右の銘は、いつも自分のそばに置いておく重要な言葉で、自分への戒めや励ましになるような説得力があり、心に響く言葉であると理解しています。ことわざや四字熟語、偉人や著名人の名言などがよく使われています。実際よく目にする例では、「あなたの座右の銘は何ですか」と聞くと、大体1つの言葉が挙げられ、いくつも答えることはほとんどありません。

ところが、私は今現在7つ持っておりまして、それでもまだ足りないと思っており、次に何にしようかと常に考えています。普通は1つなのに、いくつもあるのは、それだけ弱点が多く、それを補うために次から次へと予備候補を探しているわけです。なかには一石二鳥に対し、二兎を追う者は一兎をも得ずや、石橋を叩いて渡るに対し、虎穴に入らずんば虎子を得ずのように互いに保険になるような言葉をあえて探しています。

7つある座右の銘（こんなのは座右の銘ではないと言われるかもしれませんが）のうちの1つに「継続は力なり」があります。自分の場合、物事を粘り強く続けることは大変難しいのですが、中には成功例もあります。般若心経の暗記や歌謡曲などの歌詞を3番まで丸暗記することなどです。これなどは繰り返し続けることで誰にでもできます。

最近ですが、世界人権宣言第1条「すべての人間は、生まれながらにして、自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。」を素晴らしい言葉だと思い、少し長いが座右の銘に加えようと思っております。74年も前に作られたのにいまだに理解が深まっていないのが残念です。できれば、世界のテレビ、ラジオなどでスポットで繰り返し流し、世界中の人々の心の中に刻み込んでもらい、平和な世の中になることを願っております。

(人権擁護委員：阪上 忠弘)

## 人権擁護委員の活動

他者への思いやりや命を大切にする気持ち、いじめをなくそうとする気持ちを育もうと、毎年人権教室を開催しています。今年は、10月17日に、中央小学校の3年生を対象に実施しました。

今年の人権教室のようす



## お気軽にご相談ください



### ■ 町の人権相談(女性相談含む・電話相談可)

日時：毎月第1～4木曜日

午後1時～3時(祝日・年末年始は除く)【1人50分まで】

場所：熊取町役場東館2階相談室

人権・女性活躍推進課 ☎452-1004 (直通)

※第1木曜日は女性限定相談日

※第1・3・4木曜日は女性相談員による相談

※第2木曜日は人権擁護委員による相談

予約優先

(匿名でも受付しています)

### ■ 大阪法務局の人権相談(手紙・電話相談可)

月曜日～金曜日(祝日を除く)の午前8時30分～午後5時15分

①常設相談所(大阪法務局岸和田支局)

☎072-438-6501

②みんなの人権110番(全国共通)

☎0570-003-110

③子どもの人権110番(全国共通・通話料無料)

☎0120-007-110

④女性の人権ホットライン(全国共通)

☎0570-070-810



他にも、インターネット人権相談窓口があります。

(法務省インターネット人権相談受付窓口ページ)↑